

介護サービス事業所(看護小規模多機能型居宅介護)整備について

1 趣旨

守谷市では、「第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスの基盤整備を進めており、地域密着型サービス事業所の開設を希望する事業者を募集するものです。

当該計画では、高齢者人口及び75歳以上の後期高齢者の割合が増加することにより介護サービス利用者の増加を想定しております。そのため、令和3年度からの3年の計画期間の中で、介護サービスを提供する事業所を整備していく必要があります。

区分	介護サービスの種類	第8期計画での整備数	登録定員
新設	看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	1事業所	29人以下※

※守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第194条第1項、第2項により、次のとおりの利用定員となります。

【登録定員及び利用定員（条例第194条）】登録定員が29人の場合

登録定員	利用定員	
	通いサービス（1日上限数）	宿泊サービス（1日上限数）
29人	18人	6人～9人

【看護小規模多機能型居宅介護】

1つの事業者と契約するだけで、「通い（デイサービス）」を中心として、随時「訪問（看護・介護）」や「泊まり（ショートステイ）」のサービスを、組み合わせて利用できるものです。

